

証明書コンビニ交付サービスをご利用ください



マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置しているキオスク端末(マルチコピー機)で、各種証明書を取得することができます。

コンビニ交付に必要なもの◆①マイナンバーカード ②4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)

利用できる店舗◆セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテール(イオン大曲店、イオン横手店) など

利用可能時間◆午前6時30分～午後11時 ※12月29日から1月3日までの期間、システムメンテナンス時を除く。

コンビニで取得可能な証明書

住民票の写し	本人および本人と同一世帯の方のもの ※個人番号・住民票コード記載の住民票および除票の写しは対象外です。	1通200円
印鑑登録証明書	印鑑登録されている本人のもの	1通200円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人および本人と同一戸籍内の方のもの ※除籍や改製原戸籍は対象外です。	1通450円
戸籍の附票の写し		1通200円
所得・課税証明書	本人の最新年度のもの	1通200円

※上記で対象外の証明書をお求めの際は、町住民生活課または六郷・仙南各出張所へ直接ご請求ください。

その他

- 戸籍届け出や住民異動届け出後、その内容が反映された証明書が取得できるまでに日数がかかります。
- 町に本籍地があり、住所地が町外の方も利用できますが、事前に手続きが必要です(二次元コード参照)。
- 一度発行されると返金できません。また、別の証明書などに交換することもできません。
- 必要なものが揃っていても、交付が受けられない場合は、暗証番号のロックなどが考えられますので下記へお問い合わせください。

使い方の説明サイト・動画

コンビニでの証明書の取得方法



現住所と本籍地が違う方が戸籍証明書を取得する場合の事前手続き



問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

税 務 課

1月31日(水)は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	1月31日(水)	6期	12月28日(木)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	1月31日(水)	6期	1月4日(木)
町県民税(普通徴収)			4期	12月28日(木)

！納め忘れがないかご確認ください！

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 羽後信用金庫
- JA秋田おぼこ
- JA秋田ふるさと
- ゆうちょ銀行

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利用して地方税お支払サイトからも納付できます。詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

町税等の納付方法の詳細については「美郷町ホームページ」または「令和5年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

■制度について

出産(予定を含む)前後の期間の妊産婦分の国民健康保険税を減額します。

■対象者について

令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。

※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

■減額される保険税について

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産月(予定)の前月から出産月(予定)の翌々月までの4カ月相当分が減額されます。多胎妊娠の場合は出産月(予定)の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

※令和5年11月に出産した場合は、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■減額の手続きについて

産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書をご提出ください。出産予定日の6カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。届出書の様式は町ホームページからダウンロードできます。

※町が出産の事実を確認できた場合は減額しますが、確認できない場合は減額できませんので、届け出をお願いします。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

申告はお済みですか？

固定資産税償却資産の申告は1月31日(水)までです

令和6年1月1日現在で美郷町内に固定資産税償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、令和6年度固定資産税償却資産として申告する必要があります。令和5年度に課税された方等には申告書を送付していますが、送付されない方でも固定資産税償却資産を所有している場合は申告をしてください。

マイナンバー制度の導入に伴い、固定資産税償却資産申告書に個人番号(マイナンバー)の記載欄が設けられましたので、所定の記載欄に記入してください。なお、申告書の提出時には、本人確認資料(運転免許証等)をご持参ください。

申告期限◆1月31日(水)

申告用紙配布・申請場所◆町税務課、六郷・仙南各出張所

Q1. 固定資産税償却資産ってなんですか？

A1. 固定資産税償却資産とは、農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは固定資産税償却資産に含みません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q2. 使っていない資産も申告の対象となりますか？

A2. まだ使用していない、または現在使用していなくても、稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も、事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q3. 固定資産税償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A3. 固定資産税償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

固定資産税の非課税申告について

美郷町で固定資産税の非課税適用を受けようとする場合には、固定資産税の非課税適用申告書に必要書類を添えて提出してください。

また、すでに固定資産税の非課税適用を受けていたものが、非課税の規定に該当しなくなった場合は、固定資産税非課税規定適用除外申告書の提出をお願いします。

提出期限◆1月31日(水)

■非課税の対象となる主な固定資産

①宗教法人関係

宗教法人がその本来の用に供する境内建物および境内地

②社会福祉事業関係

政令で定められた社会福祉事業の用に供する固定資産
※固定資産とは「土地、家屋、償却資産」のことです。

※固定資産によって賃料等を得ているものは、いかなる理由でも非課税の対象となりません。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902